

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更等に係る運用（営繕工事）

1 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサ由来とする建設資材（以下、「対象資材」という。）について、受注者が安心して施工できる環境を整備する観点から、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」という。）を設計変更する運用をするにあたり、営繕工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2 対象資材

- （１）対象資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

【対象資材】

塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板

- （２）前項に規定する対象資材以外で、工事目的物を完成させるために使用する建設資材に該当するものがあるときは、協議のうえ対象資材とすることができる。

3 別途調達経費

別途調達経費が必要となる場合は、次の場合を想定している。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する製造業者・専門工事業者の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更は行うものとする。

- ①対象資材の代替資材を調達した場合
- ②対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③対象資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）

4 手続き

- （１）本運用の対象工事は、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る特記仕様書」の添付されている工事とする。
- （２）既契約工事においては、過去に購入した対象資材も含め、協議のうえ対象資材を設定する。

- (3) 代替資材の流通又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「対象資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し、協議する。対象資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、受注者は「対象資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。
- (6) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (7) 本取扱いによる設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
- (8) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこととする。
- (9) 受注者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5 積算方法

- (1) 設計変更を行う対象数量
 - ・設計変更を行う対象数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象とする。
- (2) 設計変更にかかる材料単価
 - ・受注者から提出された証明書類に記載された購入単価を使用する。
 - ・実際の購入単価が一般的な実勢単価と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
 - ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている単価を使用することができる。
- (3) 別途調達経費の算出法
 - ・(2)で算出した材料単価と設計変更前の材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する製造業者・専門工事業者の諸経費を加算して求める。
 - ・設計変更前の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
 - ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の単価の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。